

平成18年度・大島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査結果（放流水）

根拠法令等	測定項目	単位	基準値等	18. 7. 19	18. 10. 12	19. 1. 24
水質汚濁防止法に係る排水基準（健康項目）	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	<0.05	<0.05	<0.05
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	14 1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
	15 1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04
	17 1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	<0.3	<0.3	<0.3
	18 1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006
	19 1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
	22 チオベンカルプ	mg/L	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	25 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	<1	<1	<1
	26 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	<0.5	<0.5	<0.5
	27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100以下	0.7	2.3	2.5
	28 水素イオン濃度（水素指数）	—	5.8～8.6	7.1	6.9	7.4
	29 生物化学的酸素要求量	mg/L	10以下	1.3	1.2	0.5
	30 化学的酸素要求量	mg/L	10以下	3	1.1	1.3
	31 浮遊物質	mg/L	10以下	2	<1	<1
	32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	<2	<2	<2
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	<2	<2	<2
	34 フェノール類含有量	mg/L	5以下	<0.5	<0.5	<0.5
	35 銅含有量	mg/L	3以下	<0.1	<0.1	<0.1
	36 亜鉛含有量	mg/L	5以下	<0.1	<0.1	0.1
	37 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	<0.1	<0.1	<0.1
	38 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	0.2	<0.1	<0.1
	39 クロム含有量	mg/L	2以下	<0.2	<0.2	<0.2
	40 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日平均3000以下	<100	<100	<100
	41 窒素含有量	mg/L	10以下	1.1	2.3	2.6
	42 燐含有量	mg/L	16以下	0.3	0.29	0.43
DXXN類対策特措法	43 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.00023	—	0.00007

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

平成18年度・大島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査結果（地下水）

根拠法令等	測定項目	単位	基準値	18. 7. 19	18. 10. 12	19. 1. 24		
環境基本法 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（人の健康に関する環境基準）	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	3	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	4	鉛	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	6	砒素	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	13	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	14	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	15	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	16	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	17	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	18	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	21	チオベンカルプ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	23	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	
	—	24	電気伝導率	mS/m	—	16.1	71.9	11.8
環境基本法	—	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	—	26	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.1	0.1	<0.1
	—	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.3	0.8	0.5
DXN類対策特措法	28	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	0.07	—	0.23	

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

※ mS/m(ミリジーメンズ毎メートル) = 電気のおしやすさを示す物性値。抵抗率の逆数。

平成19年度・大島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査結果（放流水）

根拠法令等	測定項目	単位	基準値等	19年5月22日	19年9月26日	20年1月25日	
水質汚濁防止法に係る排水基準（健康項目）	1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないうこと	検出せず	検出せず	検出せず
	2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	5	有機燐化合物	mg/L	1以下	<0.05	<0.05	<0.05
	6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	<0.05	<0.05	<0.05
	7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	8	シアン化合物	mg/L	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
	11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
	12	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	<0.002	<0.002	<0.002
	13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
	14	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001
	15	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	<0.001	<0.001	<0.001
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	<0.001	<0.001	<0.001
	17	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	<0.001	<0.001	<0.001
	18	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001
	19	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
	20	チウラム	mg/L	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006
	21	シマジン	mg/L	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
	22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
	23	ベンゼン	mg/L	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
	24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01
	25	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	<1	<1	<1
	26	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	<0.5	<0.5	<0.5
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	4.4	0.8	<0.5
	28	水素イオン濃度（水素指数）	—	5.8～8.6	7.5	7.4	7.5
	29	生物学的酸素要求量	mg/L	10以下	1.0	<0.5	0.8
	30	化学的酸素要求量	mg/L	10以下	1.2	1.0	0.8
	31	浮遊物質	mg/L	10以下	<1	<1	<1
	32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	<2	<2	<2
	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	<2	<2	<2
	34	フェノール類含有量	mg/L	5以下	<0.5	<0.5	<0.5
	35	銅含有量	mg/L	3以下	<0.1	<0.1	<0.1
	36	亜鉛含有量	mg/L	2以下	<0.1	<0.1	<0.1
	37	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	<0.1	<0.1	<0.1
	38	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	<0.1	<0.1	<0.1
	39	クロム含有量	mg/L	2以下	<0.05	<0.05	<0.05
	40	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日平均3000以下	<10	<10	<10
	41	窒素含有量	mg/L	10以下	6.1	1.0	0.4
	42	燐含有量	mg/L	16以下	0.29	0.3	0.26
DXN類対策特措法	43	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.00014	—	0.00018

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg（ピコグラム）＝1兆分の1gを表す単位 TEQ（毒性等量）＝ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

平成19年度・大島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査結果（地下水・底部）

根拠法令等	測定項目	単位	基準値	19年5月22日	19年9月26日	20年1月25日
環境基本法 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（人の健康に関する環境基準）	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005
	3	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	4	鉛	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02
	6	砒素	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	13	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004
	14	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001
	15	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.001	<0.001
	16	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.001	<0.001
	17	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	18	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
	23	セレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001
—	24	電気伝導率	mS/m	—	21.3	30.0
環境基本法	—	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.1
	—	26	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.15
	—	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.8
DXXN類対策特措法	28	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	0.050	0.36

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

※ mS/m(ミリジーメンズ毎メートル) = 電気のおしやすさを示す物性値。抵抗率の逆数。

平成19年度・大島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査結果（地下水・沢部）

根拠法令等	測定項目	単位	基準値	19年5月22日	19年9月26日	20年1月25日		
環境基本法「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（人の健康に関する環境基準）	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	3	カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	4	鉛	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	
	6	砒素	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	13	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	14	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	15	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	16	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	17	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	18	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	23	セレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	
—	24	電気伝導率	mS/m	—	27.4	27.7	20.9	
環境基本法	—	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	—	26	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.18	0.09	0.08
	—	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.5	0.3	0.7
DXXN類対策特措法	28	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	0.074	—	0.12	

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

※ mS/m(ミリジーメンズ毎メートル) = 電気のおしやすさを示す物性値。抵抗率の逆数。